

決済法に関する法律第20条第1項に基づく前払式
支払手段の払戻のお知らせ

平成30年12月28日に取扱い（サービス）を終了した、当組合発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

○払戻を行う前払式支払手段発行者の名称 バンビサービス協同組合
○払戻の対象となる前払式支払手段の種類 バンビ商品券

○払戻しの申出期間…平成30年12月29日（土）平成31年2月28日（木）

※10時から16時（水・日・祝日除く）

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意願います。

○申出の方法 商品券をバンビサービス協同組合事務所へ持参

○払戻しの方法 持参時、現金払

○払戻しに関する問い合わせ先 バンビサービス協同組合

〒368-0105 埼玉県秩父郡小鹿野町377-1

電話番号 0494-7512491

※10時から16時（水・日・祝日除く）

バンビサービス協同組合 平成30年12月29日